

伊方原発広島裁判仮処分申立 第4回審尋期日
2016年9月13日

仮処分説明討論会

仮処分申立が世間に与えた インパクト

話題提供者：渡辺幸二（原告）

1

1. 福島原発事故後の司法の大きな変化

① 原発安全神話の崩壊

- 原発が苛酷事故を起こすことを司法も目の当たりにした。
- いったん苛酷事故を起こせば最悪250km圏住民避難、東日本壊滅のシナリオもありえた。
- 司法も原子カムラのいうことを鵜呑みに出来なくなった

➡ 司法の深刻な反省

2

1. 福島原発事故後の司法の大きな変化

② 専門家信頼神話の崩壊 – 福島第一原発事故

専門家
は必ずしも
信頼
できない

- 海拔30メートルの高さにあった地盤を10メートルに切り下げて設置したコスト優先主義
- 非常用発電機を地下に設置したお粗末さ
- 15メートル津波が予想されたのに放置した無責任さ

これらはすべて“原発専門家”が正しいものとして容認 ➡ 御用学者であることが明らかに

3

1. 福島原発事故後の司法の大きな変化

③ 原発必要神話の崩壊

- 原発事故前、日本の電力供給の3割は原発。原発の電気なしには電力不足におちいると人々は信じていた
- 2013年9月から2015年9月まで、原発は発電しなかった。それでも社会は電力不足にはならなかった。「原発の電気なしには電力不足」は作られた神話だった
- 原発による発電は不必要 ➡ 司法の目にも明らかに
- 原発コストは安くない ➡ この事実も司法を含め社会認識となった

4

1. 福島原発事故後の司法の大きな変化

- ④ 裁判官も福島原発事故の悲惨な状況を認識 ➡ 河合弘之弁護士も、もはや『オオカミ少年』ではなくなった
- ⑤ 裁判所も専門家に100%の信頼をおかなくなった
- ⑥ 事故前、原発が必要であるかないかは争点ですらなかった ➡ 必要であることを前提とした『**受忍限度論**』
➡ **もはや通用しない受忍限度論**

5

<参考> 受忍限度論の例

1994年1月31日東北電力女川原発訴訟 第一審判決（仙台地裁）

- 「 ● 女川原発が電力需給に対し必要な供給電源施設であると認定
- 放射線による障害発生の可能性が社会観念上無視しうる程度に小さい場合には、原発運転による生命・身体に対する障害の恐れがあるとは言えない 」

6

2. 福島原発事故後の司法の変化 のまとめ

- ① 裁判官は原発は安全だと
判決文に書けなくなった
- ② 原発が社会に絶対必要と
も書けなくなった

7

3. 市民が原発稼働の判断権を持つ時代

原発の稼働が絶対安全でなくなった以上、稼働
が許されるかどうかは、どの程度のリスクを社
会が受け入れるかどうかによって決まる

専門家には社会が受け入れるリスクの程度を判
断することはできない

判断できるのは、そのリスクを受け入れる側、
すなわち私たち市民である

原発稼働の判断権が専門家から市民側に移転

8

4. いかに関断権を行使するか

- 原発再稼働に関する判断権は**行使しなければ宝のもちぐされ**
- 判断権をいかに行使するかが大きな課題
- 政治行動を通じての判断権の行使

➡ 有力な手段の一つ ➡ 三反園鹿児島県知事の誕生

行使の成功例

行使の阻害例

➡ 泉田新潟県知事の再選を阻もうとする原発推進勢力

9

5. 司法に訴えることによる判断権の行使

- 「今や司法に訴えることは原発のない日本を実現するための主要なツールとなりつつある」
(井戸謙一弁護士「揺れる司法判断」『都市問題』2016年7月号15p)

- 福島原発事故後、司法に訴えることは政治的な道筋より、判断権行使の有力かつ実際的なツールとなった

10

6. 2014年末からの勝訴例

- 2014年5月21日 大飯原発の運転差止判決
(福井地裁・樋口英明裁判長)
- 2015年4月14日 高浜原発3・4号機運転禁止仮処分命令
(福井地裁・樋口英明裁判長)
- 2016年3月9日 高浜原発3・4号機運転禁止仮処分命令
(大津地裁・山本善彦裁判長)

➡ 現在有効

高浜3・4号機は運転出来ない

11

7. 2015年以降の敗訴例

- 2015年4月22日 川内原発運転禁止仮処分申立却下決定(鹿児島地裁)
- 2015年12月24日 高浜原発3・4号機運転禁止仮処分決定に対する保全異議に対する決定(福井地裁異議審決定)
- 2016年4月22日 川内原発運転禁止仮処分申立却下に対する即時抗告に対する却下決定(福岡高裁宮崎支部)

➡ 福島原発事故前の枠組みによる判例

12

8. 続く市民の判断権行使

- 2015年12月25日 新もんじゅ訴訟（東京地裁）
- **2016年3月11日 伊方原発運転差止訴訟及び仮処分申立（広島地裁）**
- 2016年4月14日 高浜原発1・2号機運転期間延長無効訴訟（名古屋地裁）
- 2016年5月31日 伊方原発運転差止仮処分申立（松山地裁）
- 2016年6月29日 伊方原発運転差止仮処分申立（大分地裁）

13

9. 仮処分と本訴の違い ①

近年、仮処分申立が相次ぐ ➡ なぜ？

- ① 仮処分申立は地裁段階で決定が出れば即有効→原発をただちに止めねばならない
- ② それに対して本案訴訟（本訴）は地裁レベルで勝っても、相手側が上級裁判所に訴えるため、原発を止めるには最高裁の判断を待たねばならない
- ③ 判断権を行使して原発を即止めるには仮処分申立が有効、という認識が広がった

14

9. 仮処分と本訴の違い ②

- ① 本訴では十分な時間を取ることができるため、伊方原発の危険性をあらゆる角度から取り上げ、裁判所にじっくり判断してもらうことができる。
- ② 仮処分では、人格権侵害の緊急性が大きな争点となるため、緊急避難的に保全が必要かどうかの結論を急がねばならない。従って、争点も極めて限られ、伊方原発の危険性を多角度から検討することは難しい。

15

10. 伊方原発運転差止広島裁判の 意義とインパクト

- 原爆被爆者と広島市民が協働して起こした伊方原発広島裁判は、単に判断権の行使というにとどまらず世間に大きなインパクトを与えた
- 特に仮処分申立は愛媛・大分の人たちを大きく勇気づけることとなった

16

1 1. まとめ

伊方原発広島裁判は判断権行使の具体的ななかたち

成功するためには多くの市民による判断権行使の力が必要です